



2021年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社ジャパンエンジンコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役社長 川島 健  
(コード番号 6016)  
問合せ先責任者 代表取締役常務取締役 黒木 直文  
(TEL 078-949-0800)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更を2021年6月24日開催予定の第124回定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の目的

- (1) 現行定款第5条について、電子公告によることができない場合の公告方法を、より広範に周知することを目的として、「神戸新聞」への掲載から「日本経済新聞」への掲載に変更するものであります。
- (2) 株主の皆様へのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式買増制度の導入をいたしたく、定款第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年6月24日
定款変更の効力発生日	2021年6月24日

以 上

【別紙】

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告できないときは、<u>神戸新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げた権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第10条～第46条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告できないときは、<u>日本経済新聞</u>に掲載して行う。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げた権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> <li>4. <u>次条に定める請求をする権利</u></li> </ol> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第47条 (各条繰下げ、条文は現行どおり)</p>